

H 1 6 年 度 第 1 回 県 民 活 動 審 議 会 議 事 録

日 時 平 成 1 6 年 6 月 8 日 (火) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 1 0

場 所 県 庁 共 用 第 5 会 議 室

(環 境 生 活 部 長)

審議会委員の皆様方には、平素から県民活動、NPO活動、こういった活動のリーダーあるいは担い手として、また、ときには協力者として理解者として、さまざまな御尽力や御活躍をされておりますことに対しまして、まずもって心から敬意を表するものでございます。

また、この度は、委員の中で公募をさせていただきました委員の皆様方におかれましては、さまざまなこれまでの御経験や自由な発想をこの審議会に広く反映をさせていただきますように、御意見を頂きたいと、このように期待をいたしておるところでございます。

これまで県の方では、条例の制定あるいは財団の設立、さらには県民活動の促進をするための基本計画、そして公共団体と活動団体がともに働こうという協働のガイドライン、こういったものを作成をいたしまして、県民活動を応援をし、そして促進をしていくための仕組みをこしらえてまいったところでございます。

これからは、この仕組みの上に立ちまして、いろんな取組をしまいいりながら県民活動の推進を図ってまいりたいと考えております。したがって、これからの県民活動の発展、充実に向けましてより効果のある方策、こういったものを御意見、御提言を賜りたいと、このようにお願いを申し上げます。

これからも県民活動の促進に向けて皆様方の一層の御協力、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、本年度の最初の審議会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

(司 会)

以上をもちまして辞令交付式を終わります。

それでは、ただいまから平成16年度山口県県民活動審議会の第1回会議を開催いたします。

本日の委員出席者数は全委員の過半数に達しておりまして、審議会規則第4条第3項の規定に基づきまして会議は成立しておりますことをまず御報告を申し上げます。

ここで議事に入ります前に事務局の方から、本日御出席の委員さん、初めて御対面される方もおられると思いますので、簡単に私の方から五十音順に御紹介をさせていただきたいと思っております。

最初に、安藤周治様でございますけれども、NPO法人広島NPOセンターの代表理事を務めておられます。全国組織でございますNPO法人日本NPOセンターの理事として御活躍されておられまして、全国はもとより山口県の実情にも大変精通されておられます。そういうことで学識経験者として引き続き委員に御就任をお願いいたしました。どうぞよ

ろしく願ひします。

次に、齊藤清子さんでございます。エコー防府事務局、子供の健全育成等の分野で活躍されておる一方で、昨年11月に開設されました防府市の市民活動支援センターのセンター長に就任されておられます。センターの運営経験、また県民活動団体の立場として御就任をお願いしております。どうぞよろしく願ひします。

次に、浦野恵子様でございます。公募委員さんのお1人でございます。ピア・カウンセラーといたしまして主として障害者の自立生活支援活動に従事されておられます。どうぞよろしく願ひいたします。

次に、笹部昭子様でございます。山口県点訳音訳ボランティア連合会の会長様でございます。地域福祉ボランティア時代の代表としまして県社会福祉協議会から御推薦をいただき、就任をお願いいたしました。どうぞよろしく願ひします。

次に、嶋津恵美子様でございます。山口県商工会の女性部の連合会理事さんでございます。事業者を代表できる立場にある委員さんとして県の商工会連合会から御推薦をいただいております。よろしく願ひします。

次に、新庄菊子様でございます。岩国市じゃげな会会長といたしまして地元岩国の郷土文化の伝承などで御活躍されておられます。コミュニティ活動の代表として御就任をお願いしております。よろしく願ひします。

次に、中川美由季様でございます。中川さんも公募委員さんのお1人でございます。県立大学の大学院生でいらっしゃるけれども、韓国留学の御経験をお持ちであります。また、スポーツを通じた国際交流でも活躍されておられます。どうぞよろしく願ひします。

次に、永田京介様でございます。県の商工会議所青年部連合会の会長様でございます。事業者を代表できる立場にある委員といたしまして商工会議所の連合会から御推薦をいただいております。どうぞよろしく願ひします。

次に、西山香代子様でございます。やまぐちネットワークエコー事務局勤務でございます。県教育委員会の生涯学習ボランティア相談員でもございます。ボランティア活動に精通していらっしゃることから、引き続きまして委員の就任をお願いしております。どうぞよろしく願ひします。

次に、樋口紀子様でございます。梅光学院大学の助教授さんでございます。企業の社会貢献、国内だけではなく海外のボランティア論等を研究されておられます。第1期目は、本審議会の会長さんとして手腕を発揮していただきました。まず、学識経験者として引き続き委員として就任をお願いしております。よろしく願ひします。

次に、福森宏昌様でございます。福森様も公募委員のお1人でございます。NPO法人たすけあいねっとわーくの理事でございます。シニアの社会参加を支援する活動をされております。どうぞよろしく願ひします。

次に、藤川美雪様でございます。藤川様も公募委員のお1人でございます。NPO法人やまぐちのSOHOを応援する会の代表理事をしておられます。SOHOの分野で活躍される一方で、子育て支援の活動もされておられます。どうぞよろしく願ひします。

次に、船崎美智子様です。NPO法人やまぐち県民ネット21の理事でございます。広いネットワークを持っておられ、多方面で活躍をしておられます。やまぐち県民活動支援

センターのセンター長として手腕を発揮されております。センター運営を通じまして広い分野の県民活動団体の代表といたしまして、引き続き委員の就任をお願いしております。どうぞよろしく申し上げます。

次に、横田尚俊様でございます。山口大学人文学部助教授でございます。災害時等にきますコミュニティ活動の研究をされていらっしゃいます。1期目は、本審議会の副会長さんとして、また小委員会の委員長さんとして手腕を発揮していただきました。横田先生も学識経験者として引き続き就任をお願いしております。どうぞよろしく申し上げます。

吉岡宏様でございます。県経営者協会の事務局長様でございます。事業者を代表できる立場にある委員さんといたしまして県経営者協会から御推薦をいただきました。引き続きの委員就任でございます。よろしく申し上げます。

続きまして事務局の職員を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました松原環境生活部長でございます。横山県民生活課長でございます。須山県民活動推進室主査でございます。馬屋原主査でございます。蔵藤主査でございます。清水主任でございます。それと、紹介が遅れましたけれど、私、県民活動推進室長をしております井上と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今回は、この6月の1日の委員改選の日から始めての会議でございます。そのため会長、副会長が選任されておられません。したがって、会長が選任されるまでの間は、事務局の私の方で議事を進行させていただきたいと思っております。

最初に、議題に入ります前に、この審議会についてまず事務局の方から御説明を申し上げます。

(事務局)

〔説明省略〕

(司会)

今、事務局の方から説明いたしましたけれども、何か説明について質問ございましたら挙手をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、次に議題(1)の会長及び副会長の選出についてお諮りをいたします。

ただいま事務局から説明いたしましたように、審議会規則第3条第1項の規定によりまして当審議会に会長及び副会長を置くということになっております。また、会長、副会長の選出は、同項の規定によりまして委員の互選となっておりますが、委員の皆さんのお考えはいかがでございますでしょうか。どなたか御提案のある方はいらっしゃいますでしょうか。はい、どうぞ申し上げます。

(委員)

前回の審議会もずっとお願いして、すばらしい手腕を発揮されました樋口先生にぜひ会長を、また小委員会のワーキング等で御尽力いただいた横田先生に副会長を、引き続き就任していただけたらというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。(拍手)

(司会)

ただいま御発言がありまして、前回会長であった樋口委員さんを会長にと、それと同じく副会長であった横田委員さんを副会長にという御提案でございましたけれども、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、会長は樋口委員さん、それと副会長は横田委員さんに決定いたしました。

早速でございますけれども、樋口会長さん、議長席にお着きをお願いしたいと思います。一言御挨拶をよろしくお願いします。

(会長)

この度また会長をとということですが、力不足もあるかと思いますが、皆様の御協力のもとに進めていきたいと思っております。

私は、今下関にあります梅光学院大学で教師をしております。県民活動ということからしますと、恐らく20年近くなります海外での、途上国でのボランティア活動が一つの私の県民活動の始まりではないかと思っております。先進国におりまして、初めて途上国と言われる国に行ったのがメキシコでした。そこで、余りにもその生活の違い、それに驚きました。そして、私がこの先進国にいる意味を考えました。この国から何をすべきかということを考えてずっとまいりましたけれど、この国にいながら何か支援ができるんではないかという思いでやってまいりまして、学生たちにもいろいろな国の現状を見てもらいたいと思って、その思いがこの2月に初めて形になってカンボジアに学生を連れていくことができました。

また、遠くばかりではなく、梅光というその大学を中心に地域の方とも交流していきたいと思って、そして昨年から学生たちとともに授業の一環として、きらきら キッズという自閉症の子供たちのグループがあるんですけれど、その子供たちと夏と一緒にキャンプをするということ、それを立ち上げまして、またことしは2年目に入ります。

実際のところ、いろいろな周りの方々が私たちにいろんなことを教えてくださってます。学生を成長させてくださっているというのが現実です。でも、それをきっかけにして、若いときにボランティア活動に関われば、また卒業してからも、大人になってからも、お母さんになってからもお父さんになってからも関わってくれるのではないかといつも思っております。そういう意味では、いろいろな方に支援いただきながらしてるというのが現実です。

また、この会でどういうお手伝いができるかわかりませんが、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

(司会)

どうもありがとうございました。これ以降の議事の進行につきましては、審議会規則第4条第2項の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、会長よろしくお願いたします。

(会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。どうぞ御協力のほどお願いいたします。今回の会は4時が終わりとなっております。

では、レジュメに従いまして議題を進めていきたいと思っております。議題の方の2の項を御覧ください。県民活動の推進についてですが、事務局から説明をいただいた後、それぞれの項目について意見交換を行いたいというふうに思っております。

では、その(2)のところの1項目め、県民活動の状況から順次事務局の方で説明をお願いいたします。

(事務局)

〔説明省略〕

(会長)

ありがとうございます。今、事務局の方から説明がありましたが、御質問や御意見等をお受けしたいと思っております。

まず、今3点ほど県民活動の推進についての御報告がありましたので、1点目から分けて御質問を受けたいと思っております。県民活動の状況というところですね。資料の2ですけれど、1ページ、2ページ、裏表のものですが、この中で何か御質問、御意見等ございませんか。県民活動の状況に関してはよろしいでしょうか。

(委員)

NPO法人の県の認証数が着実にふえていると思うんですけど、その背景というか、そこはどう捉えていらっしゃるのか教えていただきたいんですが。

(事務局)

最近、介護保険とかいわゆる障害者の方の支援費制度が始まりまして、そこらあたりの事業所を取り組むNPO、いわゆる保健医療、福祉関係等に取り組むNPO法人の立ち上げをとという傾向が一番多いです。また、一般的にはまちづくりとか、IT関係、やはり法律改正がございまして、活動自体も12の活動から17にふえた関係があります。新たな試みといたしましては、就労の関係とかそういった形の新しい分野での取組あたりのも若干出ている状況です。

(委員)

(2)の方なんですが、非常に珍しいアンケートではないかなと思っております。県庁の内部のそれぞれの担当部署の皆さん方に対するアンケートの回答なんで、多分中身としてはさまざまな部署、分野からあろうかと思うんです。とりわけ、自由記述があると、そういったものをあわせて見せていただくと、今後の対応の仕方というのも各NPO団体としては非常に参考になるんじゃないか。特に、今年度あたりも随分予算化をされてる協働プログラムがあるんで、そういったものを実際に事業化していかれる中で、県の方々との対応のあり方、あるいは県の方々がどういったことを意識されたり、あるいは不満というか不安に思っているんじゃないかというようなところも、NPO側が押し量れないところもあ

るんじゃないかと思うんですよ。そういった意味では、ここは項目としては2項目とっていいぐらいの説明でしかなかったんですけども、ぜひ幅広い情報を皆さん方に提供をしていただくともっといいのではなからうかなという思いがいたします。

（会長）

ありがとうございます。今の資料2の裏の方ですね。2ページ目の下のところに（2）県（各課（班））から見た県民活動との協働という質問の中でア、イ、ウと3点ございますが、いかがでしょうか、自由記述というのはこのアンケートの中には盛り込んでおられるのでしょうか。

（事務局）

協働に関するガイドブックというものをこの3月に策定して、その中に53ページ以降に参考資料としてそのアンケートの結果を載せさせていただいております。内容については、行政サイドの課題等を把握して協働推進に向けた環境整備を活用するためということで、調査対象につきましては県庁の中の各課ということでございます。

自由意見については、57ページの方に自由意見ということを書いております。主な御意見といたしましては、どのような団体が存在し活動しているのかわからないため、もっと情報を広報する必要がある。県民活動団体の具体的な活動情報を一元化し、情報ソースにして共有化する必要があるという意見があります。

（事務局）

補足しますけれども、今回新しく委員さんになられた方にはお配りしておりますけれども、「県民活動団体との協働に関するガイドブック」というのがあります。これを今説明しております。引き続き委員さんをお願いしております方につきましては、今日はお配りしておりません。

（会長）

ピンクの表紙のものですね。また、そちらの方を御参考をお願いいたします。
では、ほかにございませんか。

（委員）

1ページ目の方ですけども、県民活動の状況についてです。だんだんとセンターの登録団体も増えているしNPOの方も増えている。その中で県民活動を行う上での問題点は4点、それから県民活動団体のその直面する問題は、主なところで4点あがっているという、これはあくまでも状況だというふうに思ってますが、その後の考察というか、それをどのようにするかっていうのは、ここで捉えていらっしやらないのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

（会長）

ありがとうございます。状況のその次のことで、考察ということではどのようにとらえ

ておられますか。

（事務局）

基本計画の策定の中でも課題としてあげておりまして、その解決に向けた方策ということで基本計画の中に策定しております。基本的な考えといたしましては、計画の方に掲げておりますけども、県民活動に参加しやすい環境づくりと、それから自主的、主体性を尊重しながら活動がしやすいような環境づくりと、それから県、市町村、県民等がパートナーシップを確立し、協働推進した環境づくりということで、それぞれ基本方針に従って施策を展開しております。

その施策展開につきましては、それぞれ毎年白書という形で計画と実績というものを御報告させていただいております、その中で実績の中で考察をさせていただくようにしたいと思って考えております。

（事務局）

補足しますけれども、具体的な施策ですけれども、まず、情報不足、仲間不足、人材不足、資金不足という大きな4つの課題がございます。県と、先ほど申しましたきらめき財団、支援センター、これは県民活動を推進する上での中核的な機関でございますけれども、それぞれが機能分担、役割分担しながら施策を展開してきております。

具体的には、情報不足の課題につきましては支援センターの方で情報誌を発行しておりますし、またホームページでも掲載しております。それと、資金不足という課題につきましては、きらめき財団の方に助成制度というのがございます。これも、平成14年度から新しく制度化したものでございますけれども、これも県民活動団体のニーズを踏まえまして改善を加えて、また平成16年度にはさらにニーズに基づいた新たな助成制度を創設しております。

また、県の方でも、一つはサポート融資制度っていうのがあるんですけど、先ほど説明がありましたように運転資金、設備資金に対する制度を、新たな制度を設けております。

ということで、県としてはそのための環境づくりを、さきに言いました基本促進計画に基づいて予算化ないし年次的に対応しつつあるということでございます。

（委員）

支援センターの方から、今の件について支援させていただいてる部分だけ御説明させていただきます。

まず、情報不足ということに関して、今まではセンターに足を運ばなくてはいけないというようなお話もございましたので、民営化された後は、公設公営の時代にはなかったサポートメールというものに取り組みました。これは、以前は週に1回ずつ出しておりましたが、現在予算の関係から2週間に1回、サポートメールというのを発行しております。特に、今までは一本化しておりました内容を2つに分けて、助成金情報の部分と、イベントや人材募集、ボランティア募集といったような情報の部分の2つに分けて今発行しております。それぞれ月の初めと月の中間という形で発行の準備して、毎月2号ほど出してあります。

それから、人材不足ということに関しては、マネジメントセミナーとワークショップセミナー等も本年度取り組むようにしております。黄色いチラシですけれども、素晴らしい方が団体においでになると県民活動というのは活発化してまいります。そのためにも、人材育成という部分からマネジメントセミナー、それからリーダーを養成してワークショップセミナーという形で今年度も取り組むようにしております。

また、相互のネットワークや情報発信というところの大きな役目を担っておりますのが、このサポート21という情報誌でございます。この情報誌の発行を通して、県民活動団体の御支援させていただきますので御意見いただけたらと思います。よろしく願います。

また、斉藤さんのところのように県内には10カ所の各支援センターがございますので、そことのネットワークの強化あるいは情報交換ということが、素晴らしい県民活動を育成して御支援させていただけるきっかけになるのではないかというふうに思っております。

(会長)

ありがとうございました。よろしいですか。ほかに御意見、はいどうぞ。

(委員)

ちょっと素朴な質問なんですけど、支援センターの登録ですね、平成15年で700件。活動を行ったことがある人が46%いる。実際のその登録団体の数としてこれが適切なのか、あるいは県民活動支援センターだけなのか、ここら辺がよくわからないんです。生活白書というのがこの6月2日に出了たですね。そういうようなことからみると、この数字というのはどうなるのかな。ターゲットとしてこんなもんなのかな。その辺ちょっとお聞きしたいんですがね。NPOの方は1万6,000とかいうから、まあ1%といえば150団体ぐらいかなという理解をしてるんですがね。

(委員)

県民活動支援センターに御登録いただいている登録団体の数が704団体ということで、場合によりましては、例えば防府の支援センターだけでやっていくから、自分たちは県民活動支援センターの方には登録しなくてもいいよという団体もございます。また、そういった団体さんが岩国、それから三隅町、防府、また下関、徳山、周南ですね、各支援センターに係る地域で活動される方の中には、県民活動支援センターには登録されてないところもたくさんございます。

ですから、情報発信として情報がいただきたいといったことから私どもの方に登録してくださっている団体が、現在704団体。また、やはり県に登録するメリット、あるいは地域で活動すれば、そこだけでいいよという方がおいでになるので、今のところは704団体ということです。

(委員)

それでは、地域に登録してるものは県民活動じゃないんですか。

(委員)

そこは団体さんが、自分が登録したいところに登録いただくのがベストだと思いますので、すべての方が県の方に登録してくださいとはいいにくい部分がございます。

（会長）

ですから、地域で登録なさった方が、その方たちのお名前自身が県でそのまま登録になるということのシステムではないということですね。

（委員）

はい。

（会長）

それぞれの団体の事情にあわせて登録の形があるということなんですね。よろしいですか。

（委員）

県民活動っていうと、全部が入ってる団体じゃないかなというふうに思うんですよね。県民活動支援センターに登録する団体だけが県民活動団体じゃないというふうに単純に思うんですけども。県民活動といえば、その地域に登録してるのもカウントすればいいんじゃないかと思うわけです。

（委員）

今のすごくわかります。私たちは防府の市民活動支援センターで、県からの情報をいただきます。それを、本当に自分たちが小さな地域で小さなそのところで活動を始めたばかりとか、それをわずかにやってきた人たちが今四十二、三の団体が当センターに登録してもらってるんですけども、その人たちに私たちは情報を流すことができます。ですから、県の情報も皆さんに流すことができるということは、全部市民であり県民であるということがそこで通るんじゃないか。必ずしも、まだ県までに登録するまでになってないって考える人も多いわけですので、その辺で、県に登録しないと県民活動に自分が入らないというものでもないと思います。そこらで一緒にやれる、私たちもだから市民活動支援センターでその情報を提供する、そして県からの情報を得るという、そして皆さんに情報を発信するっていうのでやっていけるかなと思っております。

（委員）

県に登録したこと、もしくは登録されてないことのメリット、デメリットというものが理解できないですし、そういうものがはっきりすると登録される方も増えたりすると思いますが、そのメリット、デメリットみたいなものを今教えていただくことはできないでしょうか。

（会長）

では、簡単にちょっとそのメリット、デメリット、御説明をお願いいたします。

（委員）

メリットとしましては、まずお手元にお届けしましたこういった情報が直接団体さんの代表の方に発送させていただきます。わざわざ取りに行くとか、あるいは情報が欲しいというときに御連絡いただく必要がなくて、登録していることで情報が手元に届くというのが一番大きなメリットです。

それから、県外の団体さんが自分のところと似たような団体が県内にあるかないか。例えば、S O H Oを応援する会がいらっしゃるんですけど、三鷹の方でそういう活動をしているけれども、山口県にあるかないかというときに、まず支援センターや県の推進室等からN P Oを探されたり、そういう登録団体を見たいと言われたときに、ホームページ上にそれを全部団体さんの情報を入れておりますので、そういった情報が各県外の方にも見ていただけることができます。また、いろいろな団体さんの相互の情報交換というときにも、似たような団体はどこがあるかなあというときにも見ていただけます。

現在のところ704団体ほど私どもの方に登録していただいておりますので、そこにある団体数の分は全部見るすることができます。

また、恐らく福森さんが先ほどおしゃってくださった部分は、県民活動支援センターの登録団体の数が704だから、本当はもっとほかのセンターの数も入れて、合計で増やした方がいいということだと思っております。私も、それは理解できます。ですから、そこをかぶっている団体さんがあるので、そういう団体さんの一つずつ外しながら、現在各支援センターに登録されている団体さんが全部で何団体あるかというのを把握していけば、県内の団体、登録されている、各支援センターに登録されている団体さんの数がこれだけありますよというのはわかると思えます。各支援センターでもすばらしい数登録していただいております。

（会長）

では、お願いいたします。

（委員）

今おっしゃったことですが、要はデータに、今後は白書なんかにその各市民活動支援センターの登録、同じような表を参考としてつけてはいかがでしょうか。それで、重複があるので、それを取り除いたりする作業はちょっと大変かもしれませんが、とりあえずそれがあるだけでも大体概数としてどれくらい増えてるかというのがわかると思うので、そういうデータも県のデータとして集約をされるようなことを考えられたら、先ほどの福森さんがおっしゃった話はうまく認識できるんじゃないかと思えます。

（事務局）

白書の調整と非常に関連がありまして、課題であると認識をしております。

（委員）

それから、ついでに言いますと、さっきの世論調査のデータのお話なんですけど、これは

我々このデータを分析したことがあります。これは、個人でやったことがあるという人も含まれてるので、必ずしもその組織に属してなくて何かのきっかけでボランティア活動に参加したとか、そういう人たちも含まれてるので、こういう数字とその団体の数の数字とこのを対応させて考えるっていうのは、なかなか難しいところがあります。

（会長）

ありがとうございます。では、お願いいたします。

（委員）

今のところで県支援センター登録団体数というのは、県民活動支援センターに登録ということですね。例えば国際交流とか生涯学習とかいろんなところでも登録がありますが、そういうことが見えたらよりいいかなあと思います。ぱっと見たときに、これしかないのになって思うような気がしましたというのが1点。

それともう一つが、先ほどの協働に関するガイドブックです。せっかくいいうのができて、しかも市民が力をつけて行政と協働するということがありました。このガイドブックをどのように活用するのか、その場面を考えていらっしゃるのですか。私たちもこれを利用して、頭に入れてやらないと、つくったままでそのままいたらもったいないんですけども、何かこれを生かしながら本当に力をつけられればいいなと思っているところなんです。

（会長）

ありがとうございます。それは、事務局の方にちょっと伺った方がよろしいですか。ガイドブックの活用方法というようなことでお考えがありましたら。簡単で結構です。

（事務局）

お手元に配っておりますけれども、県民活動の中で一番大きな柱、3つ基本方針あるんですけども、その中で協働の推進というのが大きな柱の一つになっております。

一概に協働の推進といいましてもなかなか理解をしていただけない。特に、行政と県民活動の協働といえば、まず一方の当事者であります県の職員、また市町村の職員みずからが協働についての理解を深めなければいけないという観点がございます。一番は行政職員にある程度協働についての理解を深めていただくということ。そのために、協働とは何かとか協働の手续とか、そういう基本的なものをまず自ら勉強していただいて、自分が日常執行しております事業とかその施策について協働化が図れるかどうか、その辺の検討もできるように、厚い方にはチェックシートをつけておるんですけども、そういうものをたどっていけば自然にどういう協働ができるかとかそういうようなマニュアル的な要素を含んでおります。そういうことで、行政職員用でつくったものでございますけれども、これは一方の県民活動団体の方が見ていただいても、協働とはどういうものかという形で理解できる形で一応編集しております。

（会長）

よろしいですか。では、次ですね。

（委員）

私もきょう初めてですので、皆さんの御意見を聞かせていただいた上で、やはり県支援センター登録団体のことです。今、メリットとデメリットを言ってくださいましたけれど、やはり下にも書いてありますように会員の方が皆さん高齢化になってきますと、メリットでそのパンフレットをいただくとかというよりも地域だけのことで動くのが精いっぱいなんです。ですから、中には県、山口県全体のところまで自分たちの気持ちが出せない、そういう方の方が多くなってきましたので、どうしても地域だけにとどまる運動という形になるんですね。そういう意味で、この支援センター登録団体数のことはわかりました。

今度は事務局の方にお聞きしたいんですが、ときどきこういうガイドブックをいただくんですが、どうしても必要に迫られて点訳をする必要もあるんですね。そういうときに余り難しい内容だと、前の介護支援のことも点訳したんですが、読んだだけではわからないと言われたんですね。そういうときのガイドブックとか点訳した後の補佐をどのような形で視覚障害者にやっていただけるのか。ただ単に点訳してお配りして、はい、県のこういうのですよということだと、今度私たちも説明が難しいですので、それがちょっといつもこういうのをいただくに悩むところなんです。

（事務局）

県民活動基本計画というのを以前作っておりますけれども、この中には、はっきり言いまして一番下のところにそういうことで難しい用語、なるべくなら横文字とか使わないようにしております。どうしても理解しにくい言葉、用語とかそういうものにつきましては、一番下にその解説を書いたりしております。特に、今回このガイドブックについても、なるべくなら皆さん方が理解しやすいような形のもので努力しておりますけど、さっき言いましたようにどうしても行政職員を主体に作ったという部分がございます、その辺のちょっと配慮が足らなかったなと痛感しております。

（委員）

外来語になったのを日本語ではこういうふうになるというのもいただいたことあるんですけど、それをすべて視覚障害者の方が御存知ではないので、どこまで選んでそういうリストをつくってあげればいいのかということなんです。

（事務局）

御指摘のことは十分理解できます。今後、私どもが、県全体ですけれども、発行いたしますこういう書籍とかそういうパンフレット、そういうものにつきましては、なるべくわかりやすくつくるような工夫をさせていただきたいと思っております。

（会長）

ありがとうございます。わかりやすい言葉を使うというのは、その点訳のことに限らず、これからの一つの課題かと思えます。

では、次の資料3に進んでよろしいでしょうか。県民活動に関する県の取組について、

1枚、2枚、2ページございますが、何か御質問、御意見等ございませんか。資料3に関してはよろしいでしょうか。

では、次に資料4に移りたいと思います。平成16年度県民活動関係事業の概要について、これは11ページございますが、何かこの中で御質問、御意見等ないでしょうか。

(委員)

1ページ目の県民活動協働推進事業ですね。基本的な仕組みについてはわかるんですけど、予算が400万ついておりますけれども、具体的にこの予算とその内容との関係について、補足的に説明していただけるとありがたい。

(事務局)

予算の内容といたしますと、基本的に情報交換会とか事業検討会議、これらの会議を開催するに必要な経費が予算化されております。具体的に申しますと、県民活動団体から出席される方あるいは県の職員、事業課の職員ですけれども、こういった会議に参加した方々の旅費とか謝金とか、あと会議の会場費、こうしたものが予算として計上されております。

(会長)

ありがとうございます。ほかにありませんか。

もし、御質問、御意見等なければ、その次に進みたいと思います。議題の3が平成16年版県民活動白書の作成についてということですが、事務局の方から、この白書について説明をお願いいたします。

(事務局)

〔説明省略〕

(会長)

ありがとうございました。ただいまの平成16年版県民活動白書の作成のことに关しまして、ほかに御質問ございませんか。

(委員)

県と県民活動団体との協働事業の主な事例を紹介とありますけれども、私の団体の方で昨年県と協働したのかなと思うんですが、協働という意識というか言葉も出なかったんですけども、協働事業という形であったんでしょうか。それとも、今見たら昨年度の方は協働だから、その中から事例を幾つか紹介しようっていうだけなのでしょうか。

(会長)

今の御質問は、第2部の一番下の3項目めのところですね。県と県民活動団体との協働事業の主な事例を紹介という、その事例のことに关してです。

(事務局)

協働したという意識がないまま事業をやっているっていうケースとあらかじめその団体と一緒にその事業の内容等を検討しながら、こういった方向性で事業を組み立てるといった形で事業を実施しているケースがあり、庁内にそういった事例の照会をかけた上で、幾つかを把握しています。そうした団体から、その事業を実施前段階から検討をしたり、あるいは実施段階においてよく協議をしながら一緒にやったような事例というものを中心にここでは取り上げていきたいというふうに考えております。

(会長)

ここでの協働という定義に関しては、事前に会議などを開いてやった事業に関してということの定義でよろしいわけですね。

(事務局)

協働のガイドブックの中で協働事業検討に当たってのフローがございます。これに従ったような形でやっているような事業、現実にこのフローに従ったような形でやってみる事業もございますので、そういったものを中心に白書の中では取り上げていきたいと考えております。

(会長)

よろしいですか。ほかに御質問ありませんか。

(委員)

巻頭言をお書きになるときあたりにもお願いしたいのは、非常に日本全体で構造が本当に変化している。先ほど福森さんがおっしゃったように、国民生活白書でも非常に国民、国民というよりもここでいう県民活動なんですけれども、そういったところに比重を置いたような表現というのが、記述としても随分多くなってきている。山口県自体もそうなんですけれども、国全体が民間との協働のあり方という方向でどんどん事が進んでいるという大前提のようなところを、あるいはこれから先の方向性というようなものも、できることなら提示がしていただけたらなという気がします。

県民活動といいながらも、山口県内で縦社会の構造の中で県民活動がある状態ではないわけですから、非常に好ましいと私は思っています。そうはいいながらも、山口県がこれから先、県民活動を推進してどの方向に行くのかというのが少し見えなくなってきたりしないか。取りまとめの責任を持っている県としてはこういう方向なんだというのを、その都度その都度明らかにする必要があるのではなからうかと思っています。現状の把握あるいは施策の状況というのは非常に大事なんですけども、今後の方向というようなものも、できることなら、白書への書き込みができたらいいなという、その時間性のところを少しお願いをしてみたいと思っています。

それと、これは直接今度の白書にということではないんですけども、先ほどいただいた資料の中で、質問が全然出なかったんですが、資料3の中で、平成12年度までの取組ということで、ぱったりそれ以前のことを切られてるというのが非常に気になったところです。もう、既に事務局の担当者というのは、それ以前のこととはもうほとんど体験、経験、

記憶にないという方ばかりになっているわけです。例えば、ボランティア関係の組織が県民活動であったり、あるいはふるさとづくりの組織があったりする12年度以前の、言ってみれば県民活動の前の歴史と言ってもいいと思うんですが、その取りまとめというのがやはりどうしても要るんじゃないか。それぞれ合体されたそれぞれの担当のところでは、それまでの10年なり20年なりの歴史は整理されていると思うんですけれども、あえてそういった前の歴史をひも解くというか、ちゃんと記録に留めておくということが非常に大事なことではないかなと思っています。そういった流れがあって、今県民活動を非常に大事にしながら山口県はやってくんだというようなことの流れを、どこかでちょっとづつ確認作業をしておかないと、何かひょっとして活動をやってるのかなというようなことにもなりかねない今の時代の変わり方ではなかるうかなという気がします。そういったところも押さえた形での巻頭言あたりをぜひお願いしてみたいかなと思っています。

(会長)

白書のことに関して、今後の方向性ということだけではなくて12年度までの歴史ですね、そういったことに関して重点を置いて書いていただきたいという御希望ですが、よろしいでしょうか。

(事務局)

今の御提言につきましては、今から作業に取りかかるわけでございます。今年は期間的に大変、選挙もございまして、ひっ迫しておりまして、資料をどれだけ調査してやれるかという部分もありますけれども、御提言の趣旨を踏まえまして作業を進めていきたいと考えています。

(会長)

では、よろしく願いいたします。ほかにこの資料5に関しまして御質問、御意見等ありませんか。

(委員)

県民活動白書についてなんですけど、第5部のNPO法人の一覧については、各県民活動をしている団体の内容とか活動とかがってというのが記載されてるんでしょうか。

それから、この白書は、一般の県民にどのような形で見ることができるんですか。

(会長)

今の御質問ですけど、その第5部の一番下のところですね。資料編の1項目めのNPO法人の一覧というところがありますが、そのNPO法人の一覧に関しまして、ただ名前が書いてあるのか、それとも詳しい活動内容が書いてあるのかというのが1点ですね。

それから、この白書に関して、県民の方々はどのような形で閲覧ができるのかという御質問でした。お願いいたします。

(事務局)

まず、第1点でございますけども、これはNPO法人の県の認証と、あと国の認証でも県に事務所があるものを一覧表に掲げております。掲示内容につきましては、法人名と事務所の所在地、そのNPO法人の目的というのを掲げさせていただいております。具体的な事業内容という点につきましては、その事例紹介については載せていないんですけども、県とか市町村とか協働という形で今回、NPO法人に限らず県民活動団体との協働ということで何らかの形で事例紹介していきたいなと考えております。

それから、白書の県民の皆様はどういった形で見ていただけるかにつきましては、これは例えば下のインフォメーションセンターに置いて閲覧に供しているとか、あと各県なり市町村なりの担当、県民活動担当部局の方に配付させていただいて、閲覧できるような形にさせていただいております。

（事務局）

閲覧できる場所について補足をいたします。まず、県の関係機関でいいますと、本庁、それから各県民局というのが各圏域でございます。そういったところの窓口にあります。市町村は、一応各市町村、担当課を含めて幾つか予備をお配りしております。あと社会福祉協議会でいいますと、ボランティアセンター、社会福祉協議会ですね。それと、県民活動・市民活動支援センター、関係支援機関・拠点というところにはすべてお配りいたしております。

（事務局）

それと、県民活動団体の情報につきましては、県民活動スーパーネットの中に県民活動団体名とかその目的とか、そういう一覧も掲載しておりますので、開いていただければ見れるようになっております。

（会長）

ありがとうございます。では、ほかに。

（委員）

第1部の県民活動の現状の中の中高校生のボランティア活動調査結果についてなんですけども、私が今所属しております県青連の方で、県内に14単会ございまして、それぞれの単会の方では、中高生のボランティアを募集して事業を展開している団体も数多くございます。そのアンケートをされての調査結果になると思うんですけども、これが学校だけに配付をされてそういったボランティアの調査結果をされるのか、そういったいろんな団体の方にもそういった資料を配付されてされるか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

（会長）

では、調査の方法ですが、よろしいですか。

（事務局）

方法につきましては、昨年度の審議会でお諮りいたしまして、学校を通してということで、中学校、高校合わせて1,200名程度で実施を既にしております。もちろん、内容につきましては、審議会の方の御意見もいただきまして、地域でどの程度の活動をしているかというようなことも盛り込みまして、学社融合といいますか、そういうような視点も入れたものにはしておりますので、結果につきましては広く周知をさせていただきます、今後とも諸機関との連携なり御協力を賜りますように配慮していきたいと思っております。

(委員)

今の件なんですが、その結果はもう出ているんでしょうか。

(事務局)

今、ちょっと頑張っつつくっているところです。

(委員)

楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

(会長)

アンケートは集計が大変なんですよね。ありがとうございます。資料5の方はもうよろしいでしょうか。

(委員)

県民活動白書で、先ほど安藤さんも言われたんですが、国が出してるものは、注目される活動事例を表にぼんと出しているわけですね。だから、県のやることというのは、市町村の事例をいろいろ束ねてやるというよりは、むしろそのチャンピオンとかこういう方向に県民活動を持っていくんだというものを少し出して、自主的な活動を支援するという視点でやってもらいたいなという気がするんですね。だから、県の役割というのは、そういう意味でやっぱり県域のいろいろ市場原理なんか導入しながら、そういうのを活性化するというのが役割じゃないかなと思うんですね。恐らく、この統計をとっていくと、各市町村も大変な仕事が出てくるような感じがするんですが、それはそれで意味があるという位置付けもあると思うんですが、やはり県民活動を活性化するという視点で捉えてほしい。

(会長)

ありがとうございます。この白書に関しても、活性化するための一つのものとしてとらえながら作ってほしいという御希望だったと思います。よろしいでしょうか。

では、次に移りたいと思います。議題の4になりますけど、「やまぐち県民活動支援センター」の管理運営について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(事務局)

〔説明省略〕

(会長)

ありがとうございます。では、その支援センターの管理運営に関して御質問ありませんか。

(委員)

基本的な問題として、公の施設、何施設ぐらいあるんですか。

(事務局)

県ですか。ちょっと、詳しい資料をちょっと持ち合わせておりません。ちょっと聞いてまいります。

(委員)

ちょっとその辺を聞いておかないと、支援センター自体は該当してるっていうのはわかるんですが、そのほかの部分がちょっと話の中で皆さんもわからないんじゃないかなと思ったもので、お願いします。

(会長)

ほかに、よろしいですか。数の確認だけでよろしいですか。

(委員)

それと、お話聞いてますと18年ということのようですけれども、もう他県で随分取り組んでいらっしゃるようなところもあるようなんですが、それを早めるというような予定についてのお考えは今のところございませんのですか。

(事務局)

スケジュールのことばかり申し上げて申しわけないんですけれども、18年の4月にもし指定管理者制度導入するとなれば、17年の6月議会ないし9月議会に条例案を上げなければいけないということが一つあります。それと、それから12月議会までに指定管理者の選定の議案を上げなければいけないということで、結構、作業的に結構条例改正とか厳しいものがありまして、私どもまだ何も手をかけておりませんけれども、いずれ学事文書課の法令班とも相談しながら、また県の行革委員会とも相談しながらいろいろ進めていかなければならないんですが、そういう日程的なものもちょっとございます。

(会長)

では、その県民活動支援センターの管理運営につきましては、今事務局からお話がありましたように、今年度はこの審議会で検討をしていくということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。また、そのときにいろいろ御意見伺えたらと思います。

では、議題5の平成16年度審議会スケジュールについて説明をお願いいたします。

(事務局)

[説明省略]

(会長)

ありがとうございます。スケジュールに関しては資料7のとおりです。

それから、今事務局の方から御提案がありましたけれど、県民活動に関する県の行事へ参加することが1点、それから県内各地の支援センターの視察ということが今1点、その2点が上がってききましたが、いかがでしょうか。実際に参加してみている、体験してみていることだと思っんですけど、このことに関して何か御意見ございませんか。

(事務局)

14年、15年とこの2年間で一つの基盤、体制といいますか、そういうのができてきて、先ほど県民活動の白書の話がありましたけども、これから中身をぜひとも充実させていきたい。さっきもありましたけど、実際その統計の問題も私どもの課題になっております。そういった協働事業といいながらも、実際、協働事業とは何かというのが非常にわかりにくい面もあるんで、そういう部分もわかりやすく紹介していきたいとか、そういうようないろんな課題がありまして、実は白書自体も中身を充実させたい。それと県民活動支援センターについても、先ほど指定管理者制度の話もありましたけど、まだまだ運営面とかいろんな面で問題点も抱えております。

そうした中で私どもとしては、この審議会におきましては、今まで整備したものを直に実際に見ていただいたり、いろんな県民活動関係の活動にも参加していただきながら、現地でそれぞれの意見なり、実際に体験の中での意見をお聞かせいただいて、これからの県民活動の方向といいますか、そういう方向をもっときちんと共通の理解のもとに見極めていきたいという気持ちを持っております。だから、今からぜひ、こちらの方でいろいろな計画はいたしますけれども、ぜひとも一緒にいろんな行事に参加したりしながら、一緒に活動を経験しながら考えていくという方向で今考えておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

事務局の方で、例えば今考えておられる具体的な案のようなものはございますか。

(事務局)

一つは、県民活動支援センター、また、きらめき財団について、実際に現地でその活動を見ていただきたいのが一つあります。それと、県民活動パワーアップ賞といってモデル的な事業については賞を差し上げておるんですけども、そうしたパワーアップ賞の受賞された方とのいろんな意見交換会もありますし、いろんな県民活動についての説明会、市町村に対する説明会等々も行っておりますんで、そうしたものへの参加とかいったものをこちらで考えてみたいなと思っております。

(会長)

では、その具体的な案をつくっていただいて、例えば委員の方々それいただいて、こういうものもどうだろうかという提案を具体的にしていこうという形でもよろしいですか。

（事務局）

はい、御了承いただければ、こちらでそういう計画をつくって御希望等をお伺いしたいと思います。

（委員）

せっかくそこまでおっしゃるんだったら、もう山陰側が弱いですよ。ちょっとよいしょするような形で我々が出かけていこうというようなプログラムを考えていただけたらいいですよ。

（事務局）

また、山陰側もありますし、また御希望があれば、またこちらの県民活動推進室にお寄せいただいたら、それに沿ってまた計画もさせていただけるんじゃないかというふうに思います。

それと、先ほどありました公の施設、あれ200、約200ほどございます。そして、これについては県としても全庁的なちょっと問題にもなっておりますんで、人事課を中心にこれから対応を検討していくような形になろうかと思えます。

（会長）

ありがとうございます。

では、議題の最後ですけど、その他というのがあるんですけど、事務局の方から何か説明事項がございますか。

（事務局）

その他、資料8から11までということで、これは実は今まで県の取組ということでのそれぞれの成果についての概要という形で紹介させていただいたところです。資料8は県の県民活動促進条例の関係でございます。ちょっともう時間的に少なくなってまいりましたので、説明は省略させていただきたいと思っております。資料9につきましては促進基本計画の概要、資料10につきましては昨年作成しました15年度の県民活動白書の概要と、資料11につきましては協働に関するガイドブックの概要と、それぞれコンパクトにわかりやすく概要としてまとめさせていただいております。新任の委員の皆様にはそれぞれお手元にそれぞれ基本計画、白書、ガイドブックというのを冊子としてお渡ししておりますので、あわせて後ほど御覧になっていただければと考えております。

（会長）

ありがとうございます。

御質問や御意見等をお受けしたいんですけど、ちょっともう時間の方が過ぎてしまいましたので、この一番最後に質問、意見票というのがございます。この中に今までの審議

したことで結構ですし、それから今日審議できなかったことで結構ですので質問や意見等をお書きくださいませ、下に電子メールかファックスでお送りいただければ事務局の方がまた適宜答えてくださるということで、よろしいでしょうか。

では、本日の議題を終了いたしました。事務局の方から何かほかに連絡ございますか。

（事務局）

部長が急な用務で途中で抜けましたけども、皆さんにぜひともよろしくということでございますので、よろしく願いいたします。

（事務局）

先ほど意見書関係でございますけども、いろんな場に活動していただいて、こちらの事務局の方から次回提案させていただくということにしておりますけども、またこの意見書にも、何か委員様の方からアイデア等がございましたらどしどし提出していただければと思います。こちらの方もいろいろ御意向を伺いながら内容も詰めていければ助かるなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（会長）

県の行事の参加やそれから支援センターの視察のことに関して御意見などございましたら、その中に、また御提案などありましたらお書きくださいということですね。よろしいでしょうか。

では、ちょっと時間がオーバーして申しわけありませんでした。以上をもちまして本日の審議を終了します。